



事務連絡  
令和4年3月14日

各 都道府県 消費生活協同組合主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
消費生活協同組合業務室

個人情報保護に関する法律の改正等について

今般、厚生労働大臣認可消費生活協同組合及び連合会に対し別紙のとおり通知したので、各都道府県におかれては、別紙を参考に貴管下組合に周知・徹底頂くとともに、その取扱いについて万全が期されるよう必要な支援をお願いいたします。

事務連絡  
令和4年3月14日

各 厚生労働大臣認可 消費生活協同組合（連合会） 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
消費生活協同組合業務室

### 個人情報の保護に関する法律の改正等について

消費生活協同組合における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）や「消費生活協同組合における個人情報の保護の適切な取扱いについて」（平成16年12月17日社援地発第1217001号）を通じて、個人情報の流出防止などの安全確保措置の徹底をお願いしております。

先般、個人情報保護法の一部を改正する法律が公布され、本年4月1日より施行されます。今回の改正において、個人情報取扱事業者は「その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたとき」に、「個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない」（同法第22条の2）などの内容が追加されました。

さらに、病院、診療所、介護保険法に規定する居宅サービス事業を行う者等の事業者に対し、個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するための具体的な留意点・事例等を示している「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知）も今般一部改正されています。

各組合においては日頃より個人情報の適切な管理に取り組んで頂いていると承知しておりますが、保有する個人情報の取扱環境への外部からの不正アクセスの防止等、改めて個人情報の安全確保のための措置の徹底に万全を期していただきますようお願いいたします。

#### 【参考】

- ・個人情報保護委員会 HP  
<https://www.ppc.go.jp/>
- ・個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（概要）  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2006i2\\_gaiyou.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2006i2_gaiyou.pdf)
- ・個人情報保護法政令・規則の概要  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210324\\_seirei\\_kisoku\\_gaiyou.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210324_seirei_kisoku_gaiyou.pdf)

- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（令和3年10月一部改正）  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/211116\\_guidelines01.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/211116_guidelines01.pdf)
- 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A（令和3年9月30日更新）  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210930\\_APPI\\_QA.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210930_APPI_QA.pdf)
- 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（令和4年3月一部改正）  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01\\_iryokaigo\\_guidance4.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01_iryokaigo_guidance4.pdf)